

# 福島県の測量等委託業務に係る 条件付一般競争入札参加の手引

---

(H23.6月改正版)

平成23年6月  
福島県総務部  
入札監理課

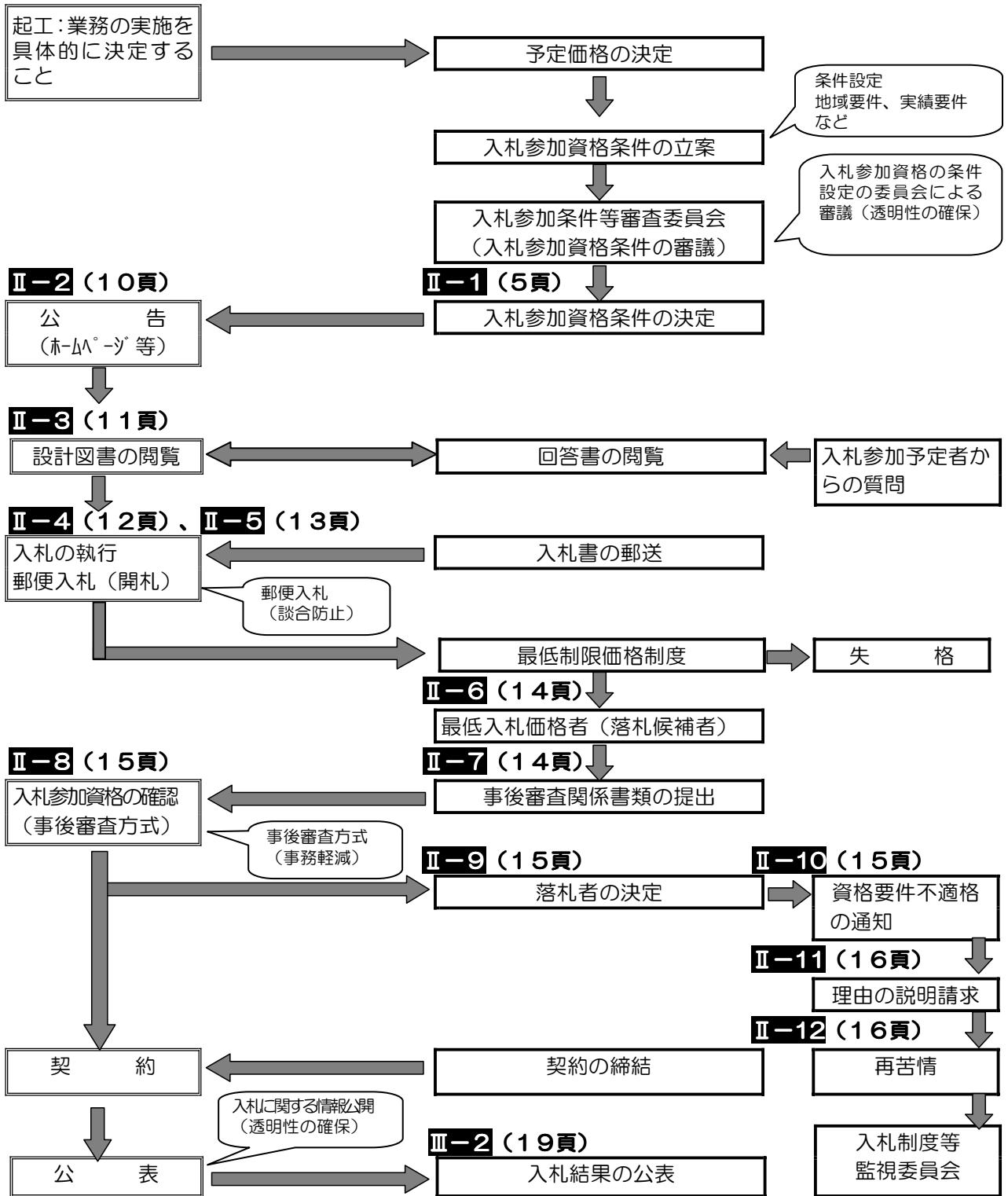
	頁
I 測量等委託業務条件付一般競争入札の流れ	1
1 測量等委託業務条件付一般競争入札（価格競争）フロー概略図 （参考）入札に参加するための手続きについて	
II 測量等委託業務条件付一般競争入札の手続き	5
1 入札参加資格要件について	
2 入札の公告について	
3 入札公告等の確認について	
4 郵便入札について	
5 開札（公開）について	
6 落札候補者への連絡について	
7 入札参加資格確認書類の提出について	
8 入札参加資格の確認について	
9 落札者決定の通知について	
10 資格要件不適合の通知（理由）について	
11 理由の説明請求について	
12 再苦情について	
III 入札情報の公開	18
1 発注見通しの公表について	
2 入札・契約結果の公表について	
IV 談合情報の取扱い	21
1 談合情報の報告について	

- 2 開札について
- 3 見積内訳書等の確認について
- 4 入札制度等監視委員会の事情聴取について
- 5 県の対応について

V 別紙	22
1 入札公告(例)	22
2 入札説明書(例)(郵便入札の場合)	27
3 入札説明書(例)(電子入札の場合)	30
4 条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書	33
5 条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書	34
6 入札書(記載例)	35
7 入札書を無効・失格とする事例	36
8 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書	37
9 様式第8号 企業の実績等	38
10 様式第9号 配置技術者の実績等	39
11 条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書	40
12 談合情報対応フロー図	41
13 同額入札による「くじ」について	43
14 入札書の郵送前チェックリスト	47

# I 測量等委託業務条件付一般競争入札の流れ

## 1 測量等委託業務条件付一般競争入札（価格競争）フロー概略図



## **(参考) 入札に参加するための手続きについて**

### **1 年間発注見通しの確認**

- ・ 年間の発注見通しを毎年度4月中に県ホームページ（入札情報）に掲載します。  
なお、四半期毎（7月15日、10月15日、1月15日）に更新する予定です。
- ※ 詳細は、「Ⅲ入札情報の公開」（18頁）をご覧ください。

### **2 入札公告の確認**

- ・ 入札執行機関のホームページ（入札情報）から入札公告を確認します。
- ・ 農林水産部及び土木部が発注する案件について、県北地方振興局の管内にあっては出納局、  
その他の地方振興局の管内にあっては各地方振興局出納室で入札公告を行います。  
それ以外の案件については、各発注機関で入札公告を行います。

#### **【入札公告の主な確認事項】**

##### **(1) 入札に付する事項について**

###### **ア 入札方式**

価格競争 又は 総合評価方式
郵便入札 又は 電子入札（※1）
紙による閲覧 又は 電子閲覧

###### **イ 入札の条件**

発注種別（工事等請負有資格業者登録により確認）
法定登録（測量業者、不動産鑑定業者又は建築士事務所の場合）
地域要件（本店又は支店・営業所の所在地の確認）（※2）
企業のコンサルタント登録規程等による登録要件
企業の同種又は類似業務の実績要件
配置予定技術者の特定資格要件
配置予定技術者の同種、類似業務の実績要件

#### その他の要件

- ※1 電子入札に参加するためには、事前にICカードの登録が必要となります。
- ※2 支店・営業所については、県内業者（県内に本店（本社）がある有資格業者）の支店・営業所であって名簿に登録されている委任先になります。

#### (2) 入札参加手続について

以下の期間等を確認します。

設計図書等の閲覧期間、閲覧場所、質問期間

入札書の提出期日（郵便局差出期限日及び配達日指定期日）

開札日

・・・など

### 3 入札書等の作成

#### (1) 条件付一般競争入札（価格競争）の場合

入札書を作成します。（※特に定めがある場合は見積内訳書も作成します。）

#### (2) 総合評価方式（低入札調査制度）の場合

入札書及び技術提案書を作成します。（※特に定めがある場合は見積内訳書も作成します。）

### 4 入札書等の郵送

- ・ 中封筒、外封筒に決められた提出書類を入れ、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により「配達日指定郵便」で郵送します。
- ・ 郵便入札にあっては、「入札公告〈参考〉外封筒及び中封筒の貼り付け用紙」をそれぞれ中封筒及び外封筒の表面に貼り付けてください。

※ 封筒の中又は外に入れる書類を間違えたり、郵送方法を間違えるとその入札書は「無効」となる場合がありますので、入札書の郵送前チェックリスト（【別紙14】（47頁）参照）を確認の上、郵送してください。

### 5 開札

- ・ 入札公告に記載された開札日時、開札会場において開札を行います。

## 6 落札候補者の決定

- ・落札候補者（第2順位まで）を開札会場で発表します。
- ・落札候補者が開札会場に来ていない場合には、電話等によりその旨を連絡します。

## 7 入札参加資格確認の書類の提出

- ・第1順位落札候補者は、入札参加資格確認書類等を指定された期日までに入札執行機関に提出します。
- ・なお、第1順位落札候補者が「失格」となった場合には、第2順位落札候補者に書類の提出を求めます。

(1) 条件付一般競争入札資格確認書類送付書（確認に必要な書類を添付）

(2) 総合評価の場合、技術提案書の証明書類

## 8 落札決定

- ・入札参加資格の確認を開札日以降に行い（事後審査）、落札決定となった場合には、入札執行機関から電話等によりその旨を連絡します。

## 9 契約の締結

- ・入札執行権者から落札決定の連絡を受けたら、工事執行機関に契約書等を提出します。

## 10 契約結果の公表（入札情報のページへ）

- ・契約締結後、1週間以内に契約結果（入札結果を含む。）をホームページ、県政情報センター（県庁西庁舎1階）等において公表します。

### 【ホームページについて】

#### I 入札情報に関すること

- 福島県庁 > 組織別 > 知事直轄 > 広報課 > 入札 > 入札情報

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=10317](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317)

※ 上記をクリックすると「入札情報」へ移動します。

#### II 入札制度に関すること

- 福島県庁 > 組織別 > 総務部 > 入札監理課

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=10679](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10679)

※ 上記をクリックすると「入札等制度改革のページ」へ移動します。

## Ⅱ 測量等委託業務条件付一般競争入札の手続き

### 1 入札参加資格要件について

#### (1) 一般的要件

条件付一般競争入札に参加するための必要な資格要件は、以下のとおりです。

ア 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。

なお、複数の業務（複数の発注種別）を一括発注する場合は、発注種別のうち主たる業種を最初に表示し、複数の発注種別を併記します。

（例）発注種別：土木設計、地上測量…この場合、土木設計が主たる業務

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づき、次の(ア)～(カ)に該当すると認められ、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 上記(ア)～(オ)に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

ウ 入札参加制限要綱に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資

格の再認定を受けた者であること。

オ 業務の内容が測量業務である場合は、アからエに加え、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。

カ 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、アからエに加え、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。

キ 業務の内容が建築設計業務である場合は、アからエに加え、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

## (2) 地域要件

地域要件とは、業務を発注する際に入札参加者の所在地(本店又は支店・営業所)により地域を限定する要件です。

※ 支店・営業所とは

県内に本店を有する入札参加者(県内業者)の支店・営業所であって、「福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿」に記載された委任先をいいます。

よって、県外に本店を有する企業(県外業者)の支店・営業所は含まれません。

なお、県内企業の育成の観点も踏まえ、県内企業の技術力等で履行可能なものについては、県内企業で対応することを原則とすることから、県内における地域要件を基本とします。ただし、県内で入札参加可能業者が9者以上(設計金額が1億円以上の場合は15者以上)確保できない場合には、県外業者を含め全国一円とするため、地域要件は付しません。

地域要件	対象地域
管内	建設事務所管内とする。
隣接する複数管内	業務箇所の管内を中心に隣接する複数管内とする。（競争性が確保されるために必要なだけの複数管内）
県内	県内一円とする。
全国	全国一円とする。（地域要件を付さない。）

### (3) コンサルタント登録規程等による登録要件

企業のコンサルタント登録規程等による登録要件を必要に応じて付します。

なお、コンサルタント登録規程等による登録要件は、以下のとおりです。

- 「地質調査業務」においては、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)の規定による地質調査業者の登録を受けていること
- 「補償調査業務」においては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定による当該業務と同部門の補償コンサルタント登録を受けていること
- 「調査業務」、「土木設計業務」においては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の規定による当該業務と同部門の建設コンサルタント登録を受けていること

### (4) 企業の同種又は類似業務の実績要件

企業の同種又は類似業務の実績要件を原則として付します。

但し、業務の内容に応じ省略する場合があります。

実績とは、過去10年以内（特異な業務のため過去10年以内の実績では十分な競争性を確保するための業者数が確保されない場合等は、必要に応じ期間を増減することがあります。）に発注者から直接受託した業務を履行した実績をいいます。なお、履行実績は公共工事（※1）に関する業務に限ります。（建築及びこれに付随する電気設備等に関する業務で

あるときは、公共工事に関する業務以外に民間発注の業務も実績として認めています。）

なお、資格確認に当たっては、テクリスの写しや契約書等で実績を証明する書類を提出していただきます。

#### ※1 公共工事について

公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。

詳細は、福島県ホームページ入札監理課ホームページ入札制度改革のページ「入札制度－（参考）公共工事の発注者一覧について」をご覧ください。  
([http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu\\_kaikaku/](http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/))

#### (5) 配置予定技術者の特定資格要件

配置予定技術者の特定資格要件を原則として付します。

但し、業務の内容に応じ省略する場合があります。

なお、**配置予定技術者とは、発注種別が地上測量、航空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合は管理技術者をいいますが**、業務の難易度に応じて担当技術者、社内審査員、照査技術者についても配置予定技術者と同様に、特定資格要件を付す場合があります。

配置予定技術者の特定資格要件の例は、以下のとおりです。

測量士、技術士、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）、  
地質調査技士、補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、  
司法書士、一級建築士 等

#### (6) 配置予定技術者の同種又は類似業務の実績要件

配置予定技術者の同種又は類似業務の実績要件を原則として付します。

但し、業務の内容に応じ省略する場合があります。

なお、**配置予定技術者とは、発注種別が地上測量、航空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合は管理技術者をいいますが**、業務の難易度に応じて担当技術者、社内審査員、照査技術者についても配置予定技術者と同様に、同種又は類似業務の実績要件を付す場合があります。

また、実績とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去10年以内（特異な業務のため過去10年以内の実績では十分な競争性を確保するための業者数が確保されない場合等は、必要に応じ期間を増減することがあります。）に発注者から直接受託した業務に配置技術者として携わった業務経験をいいます。

**実績における配置技術者の種別は限定しないことを標準としますが**、業務の難易度に応じて、種別を限定する場合があります。

（標準例）発注種別が土木設計の場合、管理技術者として配置予定の者が、過去10年以内の同種類業務に**管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして携わった経験を有さなければならない。**

なお、公共工事（※1（8頁））に関する業務に限りますが、建築及びこれに付随する電気設備等に関する業務であるときは、公共工事に関する業務以外に民間発注の業務も実績として認めています。

資格確認に当たっては、テクリスの写しや契約書等で実績を証明する書類を提出していただきます。

#### （7）入札等参加資格要件設定基準

##### ア 入札参加資格者数について

入札参加資格者数は、競争性に十分配慮し、9者以上（設計金額が1億円以上の場合は15者以上。以下同じ。）を確保することを原則とします。

##### イ 地域要件について

地域要件は、入札参加者の本店又は支店・営業所がその地域内にあることが要件とな

ります。

地域要件は、企業の同種又は類似業務の実績要件等を付すことで入札参加可能業者が9者以上確保する地域要件とします。（管内→隣接する複数管内→県内→全国）

## 2 入札の公告について

### (1) 公告の方法

公告の方法は、公告文【別紙1】（22頁）をホームページに掲載する方法と、公告文を綴った簿冊を閲覧に供する方法です。

福島県ホームページ入札情報－工事・工事関連業務委託－◆入札公告等

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=10317](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317)

なお、農林水産部及び土木部の工事は、以下の機関が行います。

地 域	入札執行機関
本庁及び県北	出納局 入札用度課
県中	県中地方振興局 出納室
県南	県南地方振興局 出納室
会津若松及び喜多方	会津若松地方振興局 出納室
南会津	南会津地方振興局 出納室
相双	相双地方振興局 出納室
いわき	いわき地方振興局 出納室

閲覧に供する場所は、県庁舎の場合には県政情報センター、県の事務所が合同庁舎内にある場合には県政情報コーナーに、それ以外は県の各事務所になります。

### (2) 公告期間の設定

公告期間は、公告した日から起算して郵便局差出期限の日まで12日以上（休日を含める。）で設定します。ただし、年末・年始、5月の連休、お盆などの期間と重なる場合には、その期間を加算します。

また、標準型の総合評価方式を行う場合などは、技術提案書作成準備期間などを考慮し適宜、期間を加算します。

### (3) 設計図書の閲覧

設計図書は、公告で示した閲覧場所において閲覧に供します。

閲覧の期間は、公告した日から入札書等の郵便局差出期限の日までとします。

設計図書の閲覧を円滑に行うため設計図書の副本を適宜用意しますので、設計図書の貸し出しを希望する場合には、事前に貸し出しの申込みをしてください。

電子閲覧の場合は、入札監理課ホームページ「電子閲覧のページ」をご覧ください。

## 3 入札公告等の確認について

設計図書等に関して質問があるときは、質問書【別紙4】（33頁）を入札公告に示す質問受付場所に提出してください。回答書【別紙5】（34頁）はホームページに掲載します。

個別に回答書を送付することはしませんので注意してください。

当該質問書と回答書は、設計図書の閲覧場所でも閲覧に供します。

### (1) 質問書の受付期間

質問書の受付期間は、公告した日から起算して4日間（休日を除く。）です。

### (2) 各種様式の備え付け

入札書などの様式は、入札監理課ホームページからダウンロードして下さい。

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=14556](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14556)

インターネットを利用していない方は、最寄りの県の発注機関（建設事務所、農林事務所など）の窓口にて備え付けていますので、適宜コピーのうえ使用して下さい。

### (3) 電話による問い合わせ

提出書類の記載方法など、入札手続等に関しては、電話による問い合わせ（設計積算に関するものは除きます。）も受け付けますが、その内容が他の入札参加希望者にも伝える必要があると判断した場合には、ホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知します。

#### (4) 回答書の確認

設計図書の問題に対する回答は、ホームページに掲載していますので、必ず、その内容を確認してください。

**注) 設計積算に係わる回答など、重要な内容が含まれている場合がありますので、必ず回答書の内容を確認してから入札書を郵送してください。**

## 4 郵便入札について

### (1) 入札の方法

#### ア 郵送の方法

入札書等は、次のいずれかの方法により、公告で示したあて先に郵送して下さい。

- |                    |
|--------------------|
| (ア) 一般書留 + 配達日指定郵便 |
| (イ) 簡易書留 + 配達日指定郵便 |

**注) 一般書留、簡易書留以外の郵便や配達日指定のない郵便は、「無効」となりますので、ご注意ください。**

#### イ 封書の方法

(ア) 封筒は中封筒、外封筒の2重封筒とします。

(イ) 「入札書」を中封筒に入れ封をし、中封筒の表面に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所、開札日を記入します。

(ウ) 外封筒には、(イ)で作成した中封筒を入れ、外封筒の表面に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所、開札日、担当者名及び担当者連絡先（電話番号・FAX番号）、入札書等在中の旨を記載します。

**注) 上記イ(イ)、(ウ)については、誤記載や記入漏れを減らすため、できるだけ公告文に示す貼り付け用紙を使用してください。**

### (2) 入札書等の提出期日

配達日指定郵便は、差出日の翌々日から起算して10日以内で指定することができます。

配達日指定郵便の差出期限日を公告に示しますので、その差出期限日までに公告における提出期日を配達指定日として郵便局の窓口へ差し出して下さい。

なお、内国郵便約款上、郵便局差出期限日と実際に郵便局に差し出すことが可能な日が異なる場合があるため、事前に県が指定した配達日指定期日に配達を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認してください。

### (3) 入札保証金について

入札保証金の納付は、免除します。

ただし、落札者決定の通知を受けた後に、契約しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければなりません。

### (4) 入札の撤回・辞退について

一度、配達された入札書の金額の変更、辞退等は認められません。

### (5) 応札者がいない場合の取扱い

応札者がいないときには、設計内容、地域要件、発注時期等の見直し等を行い、改めて入札するなど個別案件ごとに対応します。

○ 電子入札については、入札監理課ホームページ「電子入札のページ」をご覧ください。

## 5 開札（公開）について

### (1) 立会人の選定（ただし、持参入札による場合を除く。）

県職員の中から、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせての上で、入札を執行します。

なお、開札は公開としますので、入札参加者が立ち会うことも可能です。

### (2) 入札書の審査

ア 開札後、直ちに入札書を入札金額+順に並べます。

イ 同じ金額で入札をした者が複数いるときは、くじを行い、立会人が確認します。

（くじの手順については、【別紙13】（43頁）参照）

ウ 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上のうち最低価格の入札書を提出し

た者から上位2者が決定できるまで、入札書及び中封筒の記載事項を確認します。

### (3) 落札候補者の決定

ア 失格（最低制限価格未満の入札等）又は無効（記名押印のない入札等）の入札を行った者があったときは、これらの入札者名と当該理由を開札会場で読み上げます。

イ 落札候補者となる最低価格の入札から2番目の金額までの入札をした者の名前と入札金額を読み上げます。

ウ 落札候補者を決定したときは、落札を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から、入札参加資格があることを確認できるまで順に確認を行い、後日落札者を決定する旨を宣言します。

## 6 落札候補者への連絡について

落札候補者が開札に立ち会っていないときは、その者に対し、速やかに電話、FAX、電子メール等により、落札候補者となった旨及びその順位を連絡します。

なお、第2順位の落札候補者への連絡は行いません。

## 7 入札参加資格確認書類の提出について

(1) 入札参加資格の確認に必要な書類を提出する必要があるときは、第1順位の落札候補者に対して、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」【別紙8】（37頁）に必要な書類を添付して（以下、「入札参加資格確認書類」といいます。）提出するよう連絡します。

この連絡は、電話、FAX、電子メール等により行います。

企業の実績等の確認のための書類は、様式第8号【別紙9】（38頁）又はこれに準じた様式、配置予定技術者の実績等の確認のための書類は、様式第9号【別紙10】（39頁）又はこれに準じた様式になります。

(2) 入札参加資格確認書類は、指定された日までに提出しなければなりません。この期間内に入札参加資格確認書類が提出されなかったときは、その入札者の入札は無効となります。入札参加資格の確認に必要な指示を受けたときに、これに従わなかったときも同様です。

- (3) 第1順位の落札候補者が入札参加資格のない者であったときは、直ちに第2順位の落札候補者に対して入札参加資格確認書類を提出するよう連絡します。以下、入札参加資格のある者が確認できるまで繰り返します。なお、第2順位の落札候補者も入札参加資格がなかったときは、次順位の入札をした者を新たに落札候補者とし、その旨を連絡します。

## **8 入札参加資格の確認について**

### (1) 確認の方法

第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格の確認ができるまで、順次入札参加資格の確認を行います。

### (2) 確認の期間

入札参加資格の確認は、おおむね5日程度で行います。

- (3) 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとして取り扱います。

## **9 落札者決定の通知について**

### (1) 落札者への通知

落札者の決定をしたときは、速やかに電話、FAX、電子メール等により、落札者となった旨を連絡し、併せて契約書の作成に必要な書類の提出等の連絡をします。

### (2) 落札者以外の方への通知

落札者以外の方への通知は、契約結果の公表をもって通知に代えることとします。(入札結果の公表は、「Ⅲ入札情報の公開(18頁)」を参照)

## **10 資格要件不適合の通知(理由)について**

入札参加資格がないことを確認した者があったときは、速やかに「条件付一般競争入札参加資格不適合通知書」により理由を記載して通知します。

## 1 1 理由の説明請求について

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた落札候補者は、その通知に不服があるときは、その理由について「条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書」【別紙 1 1】（40 頁）により書面で説明を求めることができます。
- (2) (1) の理由の説明の請求を受けたときは、その落札候補者に対し、書面で回答します。なお、請求を受けた場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。
- (3) (1) の理由の説明の請求があった場合において、その落札候補者に入札参加資格があると思われ、まだ他の落札候補者を落札者と決定し通知していないときは、次順位の落札候補者の入札参加資格の確認の手続を停止し、改めて入札参加資格の確認を行います。その結果、入札参加資格があると確認したときは、速やかに条件付一般競争入札参加資格不適合通知書を取り消す旨及び落札者とする旨の通知をします。

## 1 2 再苦情について

- (1) 1 1 の理由の説明請求に対し、入札参加資格がない理由を回答した場合において、落札候補者が回答に不服があるときは、その落札候補者は、再苦情の申立てをすることができます。
- (2) 再苦情の申立ては、回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、再苦情申立書（再苦情処理要領様式）により行います。
- (3) 申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過など客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くときは、再苦情申立書を受け付けた日から7日以内にその申立てを却下することができます。この却下の通知は、書面で行います。なお、再苦情の申立てがあった場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。
- (4) 入札制度等監視委員会は、再苦情の申立ての審議を終えたときは、意見書を作成してその結果を知事に報告します。
- (5) (4) の報告は、知事が諮問した日から起算して50日以内に行うことになっています。

また、発注者から再苦情の申立てをした落札候補者に通知します。

- (6) 再苦情の申立てを認める報告があった場合でも、既に他の落札候補者を落札者として決定し通知しているときは、その通知は取り消しません（契約締結済みのときは、契約は解除しません。）。

## Ⅲ 入札情報の公開

### 1 発注見通しの公表について

#### (1) 公表の対象となる測量等委託業務

その年度に発注することが見込まれる測量等委託業務のうち、予定価格が300万円未満と見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務で秘密にする必要がある業務を除くすべての業務が対象となります。

#### (2) 公表の時期

ア 年間の発注見通しを、毎年度4月中に公表します。

イ 7月、10月及び1月に発注見通しを見直し、それぞれの月の15日（15日が休日の場合はその前日）に公表します。

ウ 補正予算により発注見通しに変更が生じた場合は、補正予算成立後速やかに公表します。

エ 上記ア～ウのほか、必要があるときは、随時発注見通しを見直し、公表します。

#### (3) 公表の内容

ア 業務の名称、場所、期間、種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

#### (4) 公表の方法

ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧

イ 県政情報センター（県庁西庁舎1階）における閲覧（警察本部を除く。）

ウ 県政情報コーナー（各合同庁舎）における閲覧（警察本部を除く県北管内以外の公所のみ）

エ 県のホームページへの掲載

#### (5) 公表の期間

その年度の3月31日まで公表します。

## (6) その他

- ア 公表する内容は、公表する時点の予定であり、公表後に変更又は追加される場合もあります。
- イ 公表する業務は、各発注者がその時点で入札執行又は契約できると判断するものに限り  
ます。
- ウ 公表した個別工事の内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

## 2 入札・契約結果の公表について

### (1) 公表の対象

競争入札又は随意契約により発注する測量等委託業務のうち、予定価格が100万円未満の業務及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務で秘密にする必要がある業務を除くすべての業務が対象となります。

### (2) 公表の時期

- ア 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）以外の契約については、契約締結後1週間以内に公表します。
- イ 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）については、まず仮契約締結後1週間以内に仮契約の内容を公表し、本契約締結後1週間以内に確定したものを公表します。
- ウ 指名競争入札については、委託業務の名称、場所、発注種別及び入札予定年月日を指名通知後速やかに公表し、契約結果についてはア及びイと同様に公表します。

### (3) 公表する書類

- ア 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書
- イ 一般競争入札参加資格確認結果書（一般競争入札の場合のみ）
- ウ 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表
- エ 入札公告

- オ 公共工事等契約結果情報（ホームページに掲載する場合のみ）
- カ 測量等委託業務総合評価方式評価結果（様式第2号）（総合評価方式の場合のみ）
- キ 測量等委託業務総合評価方式入札結果（様式第4号）（総合評価方式の場合のみ）
- ※ ただし、総合評価方式における技術提案書は提案者の知的財産に関わるものであるため公表できません。

#### （4）公表の方法

- ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧
- イ 県政情報センター（県庁西庁舎1階）における閲覧（警察本部を除く。）
- ウ 県政情報コーナー（各合同庁舎）における閲覧  
（警察本部を除く県北管内以外の公所のみ）
- エ 県のホームページへの掲載

#### （5）公表の期間

契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで公表します。

○ 入札情報の公表（◆発注見通し・入札結果）は、下記（入札情報）を参照してください  
[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&N\\_EXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=10317](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&N_EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317)

## **IV 談合情報の取扱い**

### **1 談合情報の報告について**

談合情報が寄せられた場合は、談合情報が寄せられた委託業務に関して、同一路河川、同種業務など過去3年分の委託業務の入札結果に規則性があるかどうかといった視点から分析します。

### **2 開札について**

談合情報がない場合であっても、開札の結果、入札金額に法則性がある、確率的に不自然である、談合が想像される場合等も談合情報があったものとして取り扱い、過去の入札の分析を行います。

### **3 見積内訳書等の確認について**

談合情報があった場合や談合情報がない場合でも入札金額が不自然である場合等は、すべての入札者の見積内訳書等の積算の根拠について確認を行います。

### **4 入札制度等監視委員会の事情聴取について**

入札制度等監視委員会が必要があると判断した場合には、関係者等に対する事情聴取を入札制度等監視委員会が県と合同で行います。

入札制度等監視委員会では、事情聴取の結果等により談合情報等の審議を行います。

### **5 県の対応について**

県は入札制度等監視委員会の審議結果を受けて、落札者決定、入札無効等の最終的な対応を決定します。入札執行後の談合情報も同様の手続を行います。

あくまでも入札公告(例)のため、実際の公告で内容をよく確認してください。

【別紙 1】

## 入 札 公 告 ( 例 )

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号)第 246 条第 1 項の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇〇地方振興局長 〇〇〇〇

### 1 入札に付する事項

委託業務番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
委託業務名	〇〇〇〇委託	
委託業務箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内(県道〇〇線)	
委託業務概要	道路実施設計 L=〇〇m	
完成期限	〇〇年〇〇月〇〇日限り(又は工期〇〇〇日間)	
最低制限価格	該当なし	・該当する場合は、施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき最低制限価格を設定する業務である。
総合評価方式	簡易型 技術者型	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用業務である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・該当する場合は、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査制度適用業務である。
電子入札	該当	・該当する場合は、電子入札対象業務である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスにより事前登録が必要である。 ・電子入札システム(アドレス) <a href="http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/densi/densiindex.htm">http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/densi/densiindex.htm</a>
電子閲覧	該当	・該当する場合は、電子閲覧対象業務である。 ・電子閲覧システム(アドレス) <a href="http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/denshieturan/top.html">http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/denshieturan/top.html</a>

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	土木設計、地上測量	・福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別の全てに登録されている者であること。
地域要件		・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
隣接する複数管内		・隣接する複数管内とは、左の欄の下段に表示した建設事務所いずれかの管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
県北、県中、県南		・管内とは、左の欄の下段に表示した建設事務所管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。

企業の実績 (コンサルタント登録規程等による登録) ----- 建設コンサルタント登録規程による道路部門の建設コ ンサルタント登録	・左の欄に表示した登録を受けている者であること。
企業の実績 (同種又は類似業務の 実績) ----- 過去〇〇年以内 道路詳細設計 L=1.0km 以上	・左の欄に表示した業務実績がある者であること。 ・業務実績とは、左の欄に表示した期間に発注者から直接受託した業務（公共工 事に関する業務に限る（建築及びこれに付随する電気設備等に関する業務である ときを除く。））を履行した実績をいう。なお、ここでいう公共工事とは、公共 工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定され る公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道 公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県 立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同様とする。
配置予定技術者の実績 (特定資格等) ----- 技術士（建設部門）	・左の欄に表示した資格を有する者とする事。 ・配置予定技術者とは、左の欄に特に表示がない場合、発注種別が地上測量、航 空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合は管理技術者 をいう。
配置予定技術者の実績 (同種・類似・同規模 業務の実績) ----- 過去〇〇年以内 道路詳細設計 L=1.0km 以上	・左の欄に表示した業務経験を有する者とする事。 ・配置予定技術者とは、左の欄に特に表示がない場合、発注種別が地上測 量、航空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合 は管理技術者をいい、業務経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経 験も含め、左の欄に表示した期間に発注者から直接受託した業務に配置技 術者（左の欄に特に表示がない場合、種別を問わない。）として携わった 経験をいう。
その他 ----- な し	・左の欄に表示した要件を満たす者とする事。

### 3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象業務にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～ 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	〇〇郡〇〇町〇〇 福島県〇〇地方振興局出納室
設計図書等の 質問	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～ 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇建設事務所総務部総務課 電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 ファクシミリ 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 電子メール 〇〇@pref.fukushima.jp
質問の 回答予定	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	福島県〇〇地方振興局出納室ホームページ <b>※ 入札書等の提出前に、必ずホームページに て、質問回答の有無を確認すること。</b>

入札参加受付 (電子入札)	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	<b>【電子入札対象業務の場合】</b> 電子入札の利用時間は、午前9時から午後5時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)となります。 (※1)電子入札対象業務で開札日当日に入札書等の提出を求める場合にあつては、時間帯を記載すること。(最低4時間確保すること。) <b>【郵便入札の場合(電子入札対象業務でない場合)】</b> 入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇町〇〇 福島県〇〇地方振興局出納室
入札書等の提出	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) (※1) 午前〇〇時〇〇分~ 午後〇〇時〇〇分  郵便局差出期限日 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 配達日指定期日 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	
開札	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時〇〇分	開札は公開とする。 〇〇郡〇〇町〇〇 福島県〇〇合同庁舎 〇〇会議室
落札者の決定予定日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。  
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県〇〇地方振興局出納室  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
電子メール 〇〇@pref.fukushima.jp

(参 考) 提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	郵便入札の場合		電子入札対象業務の場合	
	外封筒	中封筒	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	○		○(注1)(注2)	
入札書		○		システムに入力(注3)

※封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

※電子入札における留意点

- (注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用業務でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。
- (注2) システムの仕様上、添付できるファイルは1つであるため、複数のファイルがある場合には、圧縮ファイル等により一つのファイルにまとめて添付してください。
- (注3) 入札書提出の際に見積内訳書の提出は必要ありませんが、システムの仕様上、見積内訳書の提出が必須となりますので、任意のファイル（内容は問いません。）を見積内訳書として添付してください。
- (注4) 添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

〈参 考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙  
 (切り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

切り線

〒〇〇〇-〇〇〇〇		入札書等在中
福島県〇〇		
福島県〇〇地方振興局出納室		行き
開札日	〇〇年〇〇月〇〇日	
委託業務名	〇〇〇〇委託	
委託業務番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
委託業務箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内(県道〇〇線)	
商号又は名称		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	〇〇年〇〇月〇〇日	
配達日指定期日	〇〇年〇〇月〇〇日	

切り線

切り線

〒〇〇〇-〇〇〇〇		入札書等在中
福島県〇〇		
福島県〇〇地方振興局出納室		行き
開札日	〇〇年〇〇月〇〇日	
委託業務名	〇〇〇〇委託	
委託業務番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
委託業務箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内(県道〇〇線)	
商号又は名称		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	〇〇年〇〇月〇〇日	
配達日指定期日	〇〇年〇〇月〇〇日	

切り線

### 留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

「郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便**で行ってください。」

**あくまでも入札説明書(例)のため、実際の公告で内容をよく確認してください。**

【別紙2】

【記載例】（郵便入札－条件付一般競争入札（委託））

## 入 札 説 明 書 (例)

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 業務の内容が測量業務である場合は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
- (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

### 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

### 3 入札等

- (1) 入札書の提出について  
入札に参加する者は、入札書を以下の方法により郵送しなければならない。  
ア 入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。  
イ 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。  
ウ 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名及び開札日を記載すること。  
エ 外封筒には、入札書を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。
- (2) 郵便局差出期限日について  
公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。
- (3) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

#### 4 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

#### 5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第4号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

## 7 その他

### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約の方法及び入札の条件、福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）を熟知すること。

(3) 書類は原則として A4 判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

### (5) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

### (6) 重要事項の説明について

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第 24 条の 7 の規定に基づき、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会、（社）建築業協会）の様式を参考にすること。

### (7) 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

**あくまでも入札説明書(例)のため、実際の公告で内容をよく確認してください。**

【別紙3】

【記載例】（電子入札－条件付一般競争入札（委託））

## 入 札 説 明 書(例)

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 業務の内容が測量業務である場合は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
- (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

### 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問について  
設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。  
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。
- (2) 質問回答の確認について  
入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。
- (3) 入札参加申請について  
入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うこと。  
なお、システム上、申請の際には添付ファイルを求められるので、任意のファイルを添付ファイルとして送信すること。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) その他
  - ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
  - イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
  - ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

### 3 入札等

- (1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書等の提出時に入札書を福島県電子入札運用基準（工事等）（以下「運用基準」という。）第13の規定に基づき、電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

**【留意点】入札書の提出の確認について**

入札書の提出は、受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

**(2) システムにより入札書等を提出することができない場合**

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第9の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第1号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

**4 開札等に関する事項**

**(1) 落札候補者の公表について**

予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

**(2) 入札結果の公表及び方法について**

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

**5 入札参加資格要件の審査に関する事項**

**(1) 落札候補者に対する通知**

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

**(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査**

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

**(3) 入札参加不適合の通知**

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

**(4) 入札参加不適合理由の請求**

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

**(5) 落札者の決定**

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電子入札システムを使用し通知する。

ただし、落札者が紙による参加を承諾された者にあつては、電話等確実な方法により通知する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

### (2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第 228 条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 8 号又は第 9 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 8 号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りではない。

## 7 入札の無効

1 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札に加え、次に掲げる入札は無効とする。

### (1) 運用基準第 10 の規定によるソフトウェアで作成されていないファイルが添付された入札書等

## 8 その他

### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 契約の方法及び入札の条件、入札心得、運用基準を熟知すること。

### (3) 入札執行権者から紙入札方式参加承諾願により紙入札の承諾を得た場合には、書類は原則として A4 判とすること。

### (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

### (5) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に電子入札システムから再度入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

### (6) 重要事項の説明について（建築設計）

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第 24 条の 7 の規定に基づき、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会、（社）建築業協会）の様式を参考にすること。

### (7) 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

様式第2号（第8条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

（入札執行権者）

住 所  
商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号  
（作成担当者

）

委 託 業 務 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
質 問 事 項	

様式第3号（第8条関係）

## 条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

(入札執行権者)

委託業務番号	第 号
委託業務名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	

## 入 札 書（記載例）

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
			¥	5	6	0	0	0	0	0	円也

※1  
入札金額

工事（委託業務）名     〇〇〇業務

工事（委託業務）番号   〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

工事（委託業務）箇所   福島市杉妻町地内

くじの数     

0	1	2
---	---	---

 ※2

上記のとおり入札いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※3  
住            所     伊達郡〇〇町〇〇  
商号又は名称     株式会社〇〇コンサルタント  
代 表 者 名       代表取締役 〇〇〇〇 印

（あて先） 福島県

（※1）アラビア数字を用いるときは金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

（※2）同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値（000～999。空欄をつけないこと。012のように0（ゼロ）を記載する）を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

（※3）入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し、押印すること。

【別紙7】

注) 入札書を郵送する前に入札公告、入札説明書及び入札心得を十分に確認してから入札書を送付してください。入札書の郵送前チェックリスト【別紙14】(47頁)を参考にしてください。

入札書を無効とする事例 (H21.4月改正後)

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外の方法により提出された入札書
入札公告に示す指定日以外の日に着した入札書 (郵便事故によって指定日以外に着したものであって開札に間に合うものを除く。)
入札参加資格のない者が入札した入札書
入札公告で示した提出先以外に着した入札書 (郵便事故によって提出先以外に着したものであって開札に間に合うものを除く。)
開札前に入札参加者が特定できない入札書 (外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど)
鉛筆書きによる入札書
中封筒又は見積内訳書の標記が誤字、脱字、未記載等により対象案件を特定できない入札書
同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
中封筒に入っていない入札書
入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
入札書の委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所のいずれかが記載されていない入札書
入札書の委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書 (軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)
提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
入札制度等監視委員会において、談合の事実が確認された場合又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書
その他入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

入札書を失格とする事例

入札金額が最低制限価格を下回る入札書
低入札価格調査(総合評価方式)の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

様式第5号（第20条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年 月 日

（入札執行権者）

住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 印  
 電話番号  
 （作成担当者）

年 月 日付けで公告のありました下記の委託業務に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

委託業務番号	第 号
委託業務名	
送付する書類の件名	





様式第 7 号 (第 2 2 条関係)

条件付一般競争入札参加資格不適合通知に  
対する理由説明請求書

年 月 日

(入札執行権者)

住 所  
商号又は名称

代表者氏名

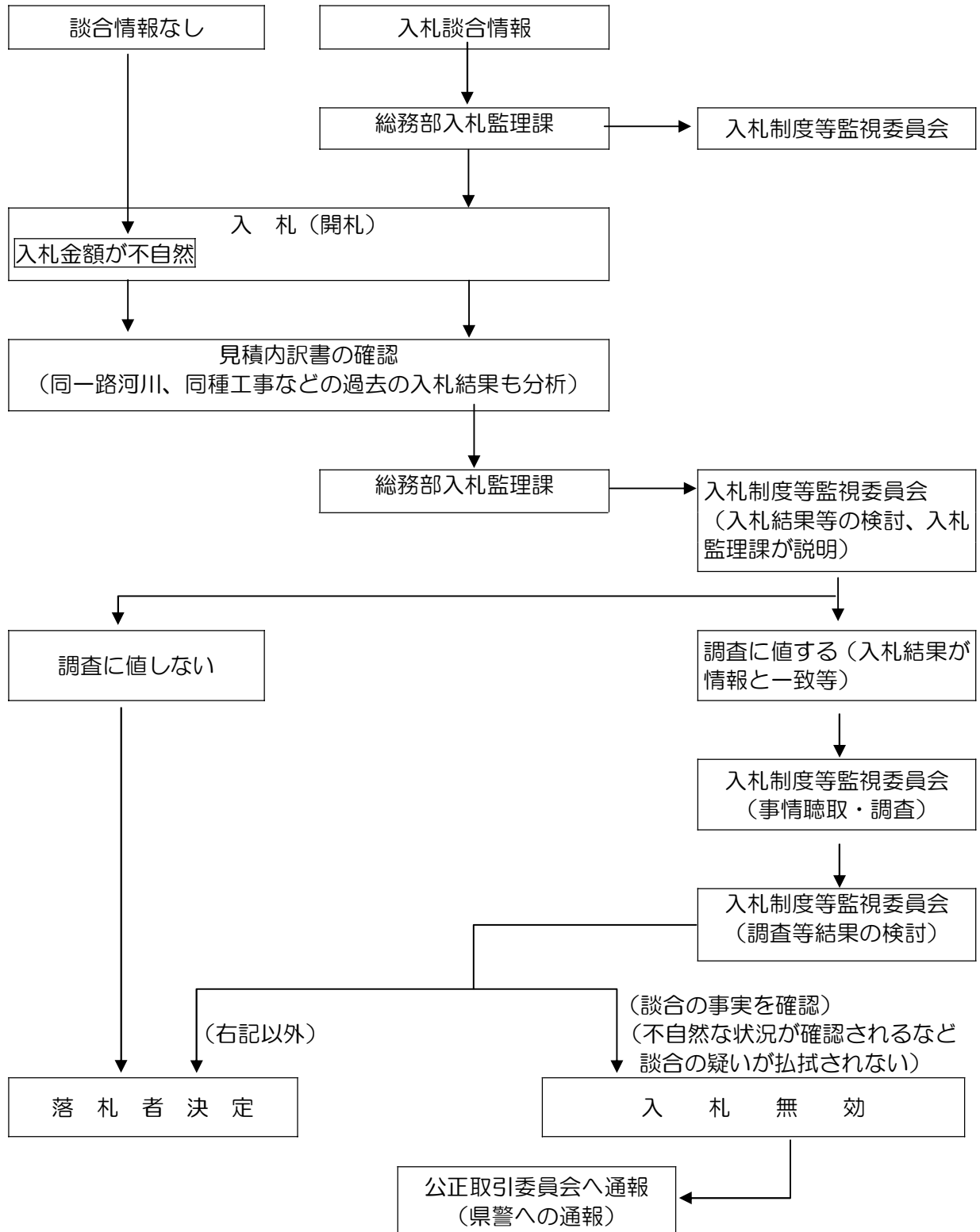
印

電 話 番 号  
(作成担当者

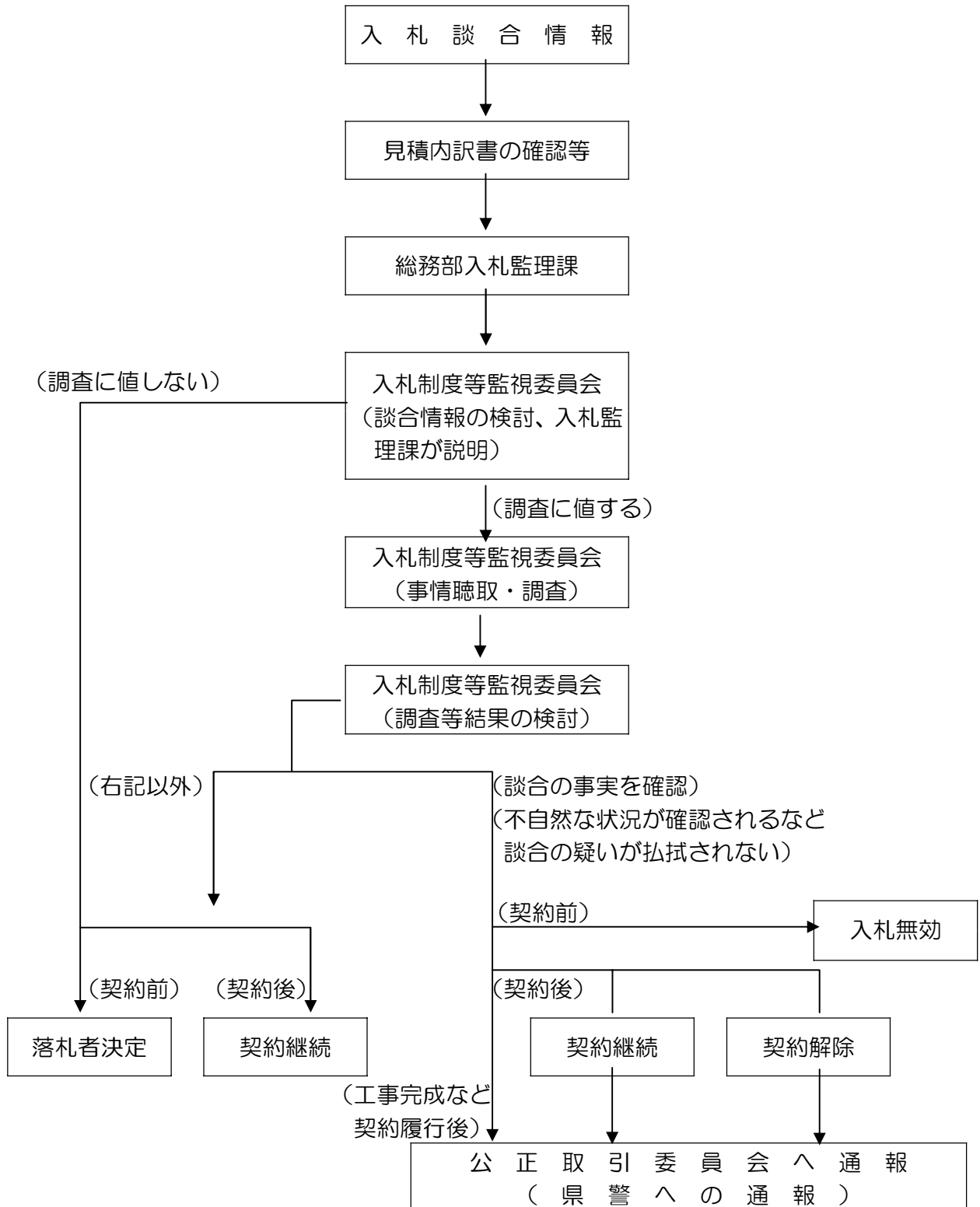
)

委 託 業 務 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
理 由 の 説 明 を 求 め る 理 由	

談合情報対応フロー図（入札執行前）



談合情報対応フロー図（入札執行後）



## 同額入札による「くじ」について

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定します。

### 1 郵便入札の場合

#### (1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入します。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなします。

#### (2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

① 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設 (100980021) …… くじ番号 0

福島建設 (100980142) …… くじ番号 1

福島組 (100982293) …… くじ番号 2

② くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

杉妻建設 (くじの数 072)          合計 (072+123+452=647)

福島建設 (くじの数 123)

福島組 (くじの数 452)          余り (647÷3=215…余り2)

③ 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である福島組

2順位は、 $2+1=3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の杉妻建設

3順位は、 $0+1=1$ と一致するくじ番号である福島建設

## 2 電子入札の場合（農林水産部及び土木部が対象）

### (1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力します。

なお、システム上、入力必須項目となっています。

### (2) くじの手順

ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号（0、1、2…）を付与する。

イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」となる。

なお、乱数を加えて1,000を超える場合は、その数値から1,000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）

ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。

エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。

オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

(例)

① 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

杉妻建設	(入札書到着 1/23 13:00)	…………	応札順序の番号	0
福島建設	(入札書到着 1/24 10:00)	…………	応札順序の番号	1
福島組	(入札書到着 1/24 15:00)	…………	応札順序の番号	2

② くじの数(くじ入力番号+乱数)

杉妻建設 172 (072+100)

福島建設 423 (123+300)

福島組 052 (452+600)

合計 (172+423+052=647)

余り (647÷3=215…余り2)

③ 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号である福島組

2順位は、2+1=3の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0の杉妻建設

3順位は、 $0+1=1$ と一致する応札順序の番号である福島建設

**※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合**

- ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。また、くじ番号の記入がない場合には、郵便入札の場合と同様とする。
- イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。
- ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

【別紙 1 4】

これで完璧！ 入札書の郵送前チェックリスト（測量等委託業務用）

（平成 21 年 3 月 1 日以降に郵送するもの）

チェック内容を確認のうえ入札書等を次の方法で郵送してください。

一般書留又は簡易書留のいずれかの郵便で、必ず配達日指定郵便にしてください。

※ 郵便の料金、手続き方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局等で確認してください。

福島県の公式ホームページ [http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu\\_kaikaku/](http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/)

項 目	チェック内容
入札書の様式	<input type="checkbox"/> 必要項目が記載されている。 （県の公式ホームページからダウンロード可能）
入札書の入札金額	<input type="checkbox"/> 記載した金額を訂正していない。
入札書の委託業務名	<input type="checkbox"/> 入札公告の委託業務名を記載している。（誤字、脱字は不可）
入札書の委託業務番号	<input type="checkbox"/> 入札公告の委託業務番号を記載している。（誤字、脱字は不可）
入札書の委託業務箇所	<input type="checkbox"/> 入札公告の委託業務箇所を記載している。（誤字、脱字は不可）
入札書の年月日	<input type="checkbox"/> 入札書の作成日又は郵便局窓口提出日としている。
入札書のくじの数	<input type="checkbox"/> 任意の数値を記入している。
入札書の入札参加者	<input type="checkbox"/> 入札参加者（委任を受けた営業所長を含む）は県の有資格業者名簿に登録されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の住所、商号又は名称、代表者名が記載されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の代表者印を押印している。
入札書のあて先	<input type="checkbox"/> [福島県]と記載している。
質問回答書の確認	<input type="checkbox"/> 入札公告掲載のホームページにおいて、質問回答の有無を確認している。
中封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書が2通以上入っていない。
中封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所及び開札日を記載している。
外封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書が入った中封筒（封かんしてある）が入っている。
	<input type="checkbox"/> 中封筒が2通以上入っていない。
	<input type="checkbox"/> （総合評価方式の場合のみ） 技術提案書などの入札説明書で定める書類が入っている。
外封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）及び入札書等在中を記載している。
郵送の方法等 最終チェック	<input type="checkbox"/> 入札公告、入札説明書等において、個別に設定されている提出内容のとおりになっている。
	<input type="checkbox"/> 一般書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法としている。
	<input type="checkbox"/> 上記の郵便物を配達日指定郵便にしている。 （入札公告で指定された日を配達日としている。）